

外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する検討会（第1回） 議事概要

1 日時

平成30年8月31日（金）午後1時00分から午後2時50分まで

2 場所

弁護士会館17階1702会議室

3 議事の概要

資料6（外国法事務弁護士による国際仲裁代理等に関する論点（案））に沿って、

- 外国法事務弁護士等が手続を代理することができる「国際仲裁事件」の範囲
- 外国弁護士の国際仲裁代理の要件

等について、討論を行った。

(1) 「国際仲裁事件」の範囲について

現行法においては、国際仲裁事件は、国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件であり（要件①）、当事者の全部又は一部が外国に住所又は主たる事務所若しくは本店（以下「住所等」という。）を有する者であるもの（要件②）とされているところ、各要件について以下のとおりの意見交換が行われた。

○ 要件①（「国内を仲裁地とする民事に関する仲裁事件」）について

要件①については、仲裁地と審問場所とは必ずしも一致していない現状等を踏まえ、国内を仲裁地とする限定をなくし、外国を仲裁地として我が国で仲裁手続を実施する場合も国際仲裁事件に含めることについては、賛成の意見が大勢を占めた。

要件①に関連して、外国を仲裁地として合意している事件を、そのことのみによって一律に国際仲裁事件に含めることとするか否かについて、外国が仲裁地と定められた場合には、当該仲裁事件には外国の仲裁法が適用されることや仲裁判断後の取消申立てが当該外国の裁判所の管轄となることなどからすると、手続的な渉外性が認められるとして国際仲裁事件に含めるべきといった意見があった一方、紛争当事者及び紛争の実体的内容がいずれも国内のみである純国内的事案であっても当事者同士が仲裁地を外国と定めた場合に一律に国際仲裁事件と扱って良いか、なお検討すべきとの意見もあった。

○ 要件②（当事者の全部又は一部が外国に住所等を有する者であるもの）について

次に、要件②については、実務上のニーズや事件の証拠等が外国に存在しているケースも多いといった事案の渉外性から、当事者のみならず当事者の親会社等が外国企業である場合についても国際仲裁事件に含めるとの方向性については、賛成の意見が多数であった。もっとも、当事者と同視される親会社等の範囲については、なお検討することとされた。

また、実体的法律関係が渉外的性格を有する場合を国際仲裁事件に含めることについては賛成の意見が出された。もっとも、具体的にいかなる基準を用いるべきか

については、契約上実体準拠法が外国法と定められている場合とすべきといった意見や、こうした基準はできる限りシンプルなものが望ましいとした上で、アメリカ・カリフォルニア州における基準を参考に、例えば、義務履行地や物件所在地が外国にある場合等をも国際仲裁事件として扱うべきであるといった意見が出され、なお検討することとされた。

この他、これらの要素が仲裁事件のいつの時点で存在していればよいのか（申立時か否か）、あるいは、一部の争点について準拠法が外国法であればよいのか、主要な争点なのか、等についても検討が必要であるとされた。

(2) 外国弁護士に関する国際仲裁代理の要件

現行法においては、外国法事務弁護士でない外国弁護士が国際仲裁事件の手続を代理する要件として、外国において当該外国弁護士となる資格を基礎として法律事務を行う業務に従事している者（国内において雇用されている外国法に関する知識に基づいて労務の提供を行っている者を除く。）であって、その外国において依頼され又は受任した（いわゆる外国受任要件）場合と定められているところ、外国受任要件については、いかなる地で受任したかによって代理できる事件の範囲を画すことの合理性に疑問がある、当該要件の充足の有無が仲裁事件の中で争点として争われる余地を残すことは、日本が過剰規制を敷いているとして国際的なマイナスイメージを与えるとして、削除すべきとの意見も出された一方、当該要件を削除すると外国弁護士が国内で業として国際仲裁事件を集客するのではないかとの懸念がある、当該要件があることによって実務上支障が生じるものではないから、あえてこれを削除する必要性まではない等の意見も出され、なお検討することとされた。

(3) その他関連する問題について

その他関連する問題として、仲裁事件の代理が認められている以上、同様に裁判外の紛争解決手続である調停事件について外国法事務弁護士等にも代理が認められてしまうべきである、国際調停の活性化は世界的な潮流になっていること等から、国際仲裁代理と同様に外国法事務弁護士等が国際調停事件の代理をすることができる旨を規定上明確にすべきとの意見が出された。これに対し、現行法上、国際仲裁事件の手続に伴う仲裁付託後の調停は外国法事務弁護士等が代理することができると言われることを受け、仲裁と調停は実際の事件では必要性に応じてフレキシブルに利用され得ることから仲裁付託前の調停についても代理ができることを明記すべきといった意見や、国際仲裁代理と同様に国際調停代理を認める方向性には賛同しつつも、国際調停事件の範囲をいかに考えるべきか検討を要するといった意見も出された。そのため、次回以降の検討会において、国際調停代理の問題についても検討することになった。